

株式会社

様

金沢市からのお知らせ(屋外広告物条例の新基準について)

本市では、金沢らしい広告景観の形成を図るため、屋外広告物を設置する際に適用する新基準を策定し、平成21年10月1日から適用を開始します。

また、既存の屋外広告物についても、新基準に適合しない物件は、経過措置期間(7年間)内に改修又は除却が必要となります。

貴台(社)が設置されている屋外広告物のうち下記の物件について、新基準に適合しないと思われるので、経過措置期間内での改修計画等をご検討のうえ、更新手続きを行われますようお願いいたします。(市に提出いただいた資料が不足のために不確定なものも含まれます。)

更新手続きには、**別紙「計画書」の提出が必要です。**(撤去工事など改修計画については、届出の管理者となっている看板業者などにご相談くださるようお願いいたします。)

1. 許可番号
2. 設置場所 **金沢市**
3. 届出の管理者 **有限会社**
4. 新基準に適合しないと思われる内容

屋上広告(第三者広告の禁止 高さ)
 独立広告(高さ 面積)
 野立広告(高さ 面積 敷地内総量 誘致距離)
 石川県屋外広告物条例の経過措置終了(平成8年以前に設置)
 資料不足(意匠図 構造図 敷地内配置図
 建物立面図 その他())

金沢市ホームページで新基準等について確認することができます。

<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/22050/pubcomme/H21/01/01.jsp>

ご質問等は、下記担当までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 金沢市都市整備局景観政策課
 担当 : 新山(あらやま)・羽部(はべ)
 〒920-8577 金沢市広坂1-1-1
 Tel : 076-220-2364 Fax: 076-224-5046

計 画 書

(あて先) 金沢市長

平成 年 月 日付けで許可申請を行いました当該屋外広告物等については、下記の内容で、金沢市屋外広告物等に関する条例に適合するよう (撤 去 改 修) を計画しています。

記

1. 設置場所 金沢市
2. 計画時期 平成 年 月までに
3. 計画内容 撤 去
改 修 (改修の場合、改修計画の内容をご記入下さい。)

平成 年 月 日

(申 請 者)

住 所 _____

氏 名 _____

印 _____